

火災共済ニュース No.1

令和5年4月発行
山形県火災共済協同組合
990-8580
山形県山形市城南町1-1-1
霞城セントラル 13階
TEL:023-647-2380

自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化



『万が一』へのご準備は大丈夫でしょうか？

この機会にご検討ください！

詳しい内容については次頁をご参照ください。



交通安全講習



水道管凍結事故への備え



注目! 火災共済からのお知らせ

自転車用ヘルメットの着用について

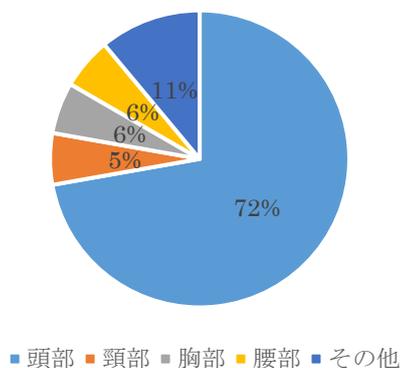
改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者の『ヘルメット着用が努力義務化』されました。

今までは『13歳未満の子供』に対し、保護者はヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないというものでした。

今後は『自転車を運転するすべての人』がヘルメットをかぶることに努めなければならないとなったほか、『同乗者』へもヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないというものになりました。



自転車事故における死者の負傷部位



自転車死亡事故の7割頭部負傷によるもの

山形県警察の調査によると、自転車事故における死者の損傷部位で最も多いのは頭部の負傷で、その割合は72.2%を占めます。

山形県においては今回の改正道路交通法の前にも、令和元年12月24日に公布された『山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』内にて、ヘルメットを被るよう記載されております。

どちらも努力義務とされておりますが、ヘルメットをかぶることで自転車事故での死亡・重症化率を1/6に出来るというデータもあることから、自分自身や家族を守るため、万が一への備えを十分に行う必要があります。

参考資料：山形県 HP 自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう

<https://www.pref.yamagata.jp/020070/bosai/kotsuanzen/herumetto.html>

共済・保険面で『万が一』への対策はお済でしょうか？

自転車での事故とはいえ、自分のケガのみならず、相手も巻き込んだ事故も多く発生しており、中には高額賠償となる場合も発生しております。必要な補償に加入し、万が一に備えることがポイントとなります。



高額賠償事例の一部

(兵庫県ホームページ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk15/documents/kougakubaisyo.pdf> より引用)

裁判地	加害者・被害者	賠償金額
神戸地裁 平成25年7月	加害者：小学5年生の少年 被害者：62歳女性	賠償金額 9,520万円(意識不明)
東京地裁 平成20年6月	加害者：男子高校生 被害者：24歳会社員男性	賠償金額 9,266万円(言語機能の喪失等)
東京地裁 平成19年4月	加害者：成人男性 被害者：55歳女性	賠償金額 5,438万円(死亡)
横浜地裁 平成17年11月	加害者：女子高校生 被害者：57歳看護師	賠償金額 5,000万円(歩行困難等の障害)
東京地裁 平成26年1月	加害者：46歳会社員 被害者：75歳女性	賠償金額 4,746万円(死亡)

商品についての詳しい説明につきましては担当職員へお問い合わせください。

参考資料：警視庁 HP 自転車用ヘルメットの着用 <https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/jikoboshi/bicycle/menu/helmet.html>

交通安全講習会を実施させていただきました

当組合ではご契約者様の交通事故ゼロを目指し、その一環として交通安全講習会を行っております。

冬期は以下の日程にて交通安全講習会を実施いたしました。

- ① 1/24 特定非営利活動法人 やすらぎの会 様
- ② 2/13 2/16 2/20 2/21 社会福祉法人 松寿会 様
- ③ 3/3 社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 様

安全運転の意識を高めるため、一度交通安全講習会を実施してみたいかがでしょうか？

ぜひ、お気軽に当組合までお問い合わせください。



3/3 社会福祉法人 山形市社会福祉協議会 様 1/24 特定非営利活動法人 やすらぎの会 様

水道管凍結事故への備えについて

今冬は記録的寒波の影響により、水道管凍結による事故が多い年となりました。

火災共済では以下の商品をご利用の方が支払い対象となる場合がございます。

①総合火災共済 『水濡れ』の項目

給排水設備の事故による漏水等の事故で、水濡れの損害が生じた場合。

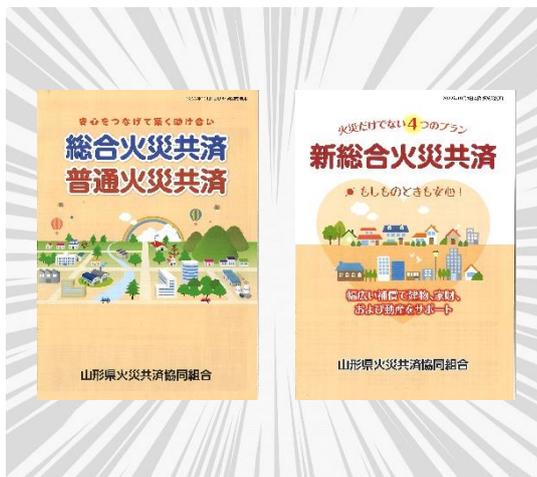
※給排水設備自体の修理費用は対象外です。

②新総合火災共済 『水道管修理費用共済金』

水道管凍結による修理費用を10万円限度にお支払い。

※上限額は1事故1敷地内ごと。

※パッキングのみに生じた損壊は含みません。



この機会にご契約の見直しをオススメいたします。

山形県火災共済取扱商品一覧

①火災共済

建物や建物内収容物を火災や自然災害等の損害をお支払いします。

②自動車総合共済 MAP

自動車事故に係る経済的損失からお客様をお守りします。

③まごころ共済(自動車事故費用共済)

任意共済では難しい誠意部分をカバー。円満解決へお役に立ちます。

④医療・傷害総合保障共済

予期せぬ病気やケガで必要になる経済的負担を軽減します。

⑤休業対応応援共済

火災、台風、地震等で休業した際の事業継続を応援します。

⑥地震危険補償共済

地震による火災、損壊、水災を実損害で補償します。



お見積りに際して、ご加入中の保険証券をご用意いただければ、同条件にてお見積りいたします。

また、上記以外の商品につきましてもご案内の出来るものがございます。

是非、この機会に見直し等ご検討いただければと思います。

山形県火災共済協同組合

TEL : 023-647-2380

山形県山形市城南町 1-1-1 霞城セントラル 13 階

FAX : 023-647-2382



自動車共済サービスセンター(平日昼間)

Tel : 023-647-2383

Fax : 023-647-2382

24 時間事故受付(土日祝・平日午後 5 時以降)

Tel : 0120-258-340

無料ロードサービス(対象車のみ)

Tel : 0120-13-3219

もし、事故が起きたら…。

- 1.まず、けが人の救護をお願いします。
- 2.二次災害が発生しないよう危険防止。
- 3.警察へ連絡をお願いします。
- 4.事故の記録を正確にお願いします。
- 5.サービスセンターへご連絡下さい。
- 6.被害者には誠意をもってご対応ください。